

議案第25号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月9日提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 1  |

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例  
(守谷市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 守谷市固定資産評価審査委員会条例(昭和30年守谷町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第4節中第12条を第14条とする。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 2  |

は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(守谷市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(守谷市情報公開条例の一部改正)

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 3  |

第3条 守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「請求書」を「公開請求書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求した者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第10条第1項中「前条の規定による請求」を「公開請求」に、「請求を受理した」を「公開請求があった」に、「請求者（前条の規定に基づき請求したもの。以下同じ。）」を「公開請求者」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

第10条第3項及び第11条第1項中「請求者」を「公開請求者」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(3) 市政情報の写しの交付を受ける場合（前条第2項に規定する市政情報を複写したものとの交付を受ける場合を含む。）規則で定めるところにより、実費の範囲内において規則で定める額

第12条第3項を削る。

第13条に次の3項を加える。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は審査請求があった日から起算して60日以内に行うよう努めなければならない

3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

4 第9条第2項の規定は審査請求について、第10条第1項ただし書きの規定は審査請求に対する裁決について準用する。

（守谷市個人情報保護条例の一部改正）

第4条 守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「実施機関」を「市長」に改める。

第13条に次の1項を加える。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第14条第1項中「前条第1項に規定する開示請求書を受理した」を「開

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 4  |

示請求があった」に、「受理した日」を「当該開示請求があつた日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

第14条第2項中「開示請求書を提出した者(以下「開示請求者」という。)」を「開示請求者」に改める。

第19条第2項中「第12条第2項」を「第12条第2項及び第3項並びに第13条第3項」に改める。

第21条第1項中「前条第1項に規定する訂正請求書を受理した」を「訂正請求があつた」に、「訂正請求書を受理した日」を「訂正請求があつた日」に改め、同条第4項中「第14条第3項」を「第14条第1項ただし書、第3項」に改める。

第24条の見出しを「(手数料)」に改め、同条中「)に要する費用」を「)に係る手数料」に改め、同条ただし書中「行う場合の当該写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする」を「受ける場合は、規則で定めるところにより、実費の範囲内において規則で定める額の手数料を納めなければならない」に改める。

第25条に次の2項を加える。

3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

4 第13条第3項の規定は審査請求について、第14条第1項ただし書の規定は審査請求に対する裁決について準用する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 5  |

## 提案理由（議案第25号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、新たな行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、書面の交付に係る手数料に関する規定を定めるなど、関係する4つの条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 6  |

## 参考資料

守谷市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第1条関係）

| 改 正  | 現 行   |
|--|---|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所<u>又は居所</u></p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所<u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令</u>（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(書面審理)</p> | <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法</u>（昭和37年法律第160号）第13条第1項_____に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(書面審理)</p> |

|         |             |
|---------|-------------|
| 25<br>号 | 議<br>案<br>類 |
| 7       | 頁<br>数      |

第6条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。
- 3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 (略)

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。  
(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若

第6条 (略)

(新設)

- 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 (略)

(新設)

(新設)

しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用す

(新設)

|     |      |
|-----|------|
| 25号 | 議案頁数 |
|     | 9    |

る行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を  
求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及び  
その理由を記載した書面を委員会に提出しなければな  
らない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（議事についての調書）

第12条 （略）

（決定書の作成）

第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、  
次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 （略）

（審査の秩序維持）

第14条 （略）

（記録の保存）

（議事についての調書）

第10条 （略）

（決定書の作成）

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、  
決定書を作成しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 （略）

（審査の秩序維持）

第12条 （略）

（記録の保存）

|     |    |
|-----|----|
| 25号 | 議案 |
| 10  | 頁数 |

第15条 (略)

(関係者に対する費用弁償)

第16条 (略)

(固定資産評価審査委員会規程への委任)

第17条 (略)

第13条 (略)

(関係者に対する費用弁償)

第14条 (略)

(固定資産評価審査委員会規程への委任)

第15条 (略)

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 11 |

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 改 正   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5から8まで (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5から8まで (略)</p> |

| 議案頁数   |
|--------|
| 25号 12 |

守谷市情報公開条例新旧対照表（第3条関係）

| 改 正  | 現 行  |
|--|--|
| <p>(市政情報の公開の請求方法)</p> <p>第9条 第5条の規定に基づき、市政情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した<u>公開請求書</u>を提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるとときは、公開請求した者（以下「<u>公開請求者</u>」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、<u>公開請求者</u>に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(市政情報の公開の請求に対する決定等)</p> <p>第10条 実施機関は、<u>公開請求</u>があったときは、当該<u>公開請求</u>があった日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否の決定（第8条の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る市政情報を保有していないときの決定を含む。）をし、及び当該決定の内容を<u>公開請求者</u>にに対し、通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該</p> | <p>(市政情報の公開の請求方法)</p> <p>第9条 第5条の規定に基づき、市政情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した<u>請求書</u>を提出しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(市政情報の公開の請求に対する決定等)</p> <p>第10条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否の決定（第8条の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る市政情報を保有していないときの決定を含む。）をし、及び当該決定の内容を<u>請求者</u>（前条の規定に基づき請求したもの。以下同じ。）にに対し、通知しなければならない。</p> |
| 25<br>項  | 議<br>案   |
| 13   | 頁<br>数   |

期間に参入しない。

2 (略)

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに公開請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる期日を通知しなければならない。

4 (略)

(市政情報の公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき市政情報の公開を決定したときは、速やかに公開請求者に対し、当該市政情報の公開をしなければならない。

2 (略)

(手数料)

第12条 市政情報の公開等に係る手数料は、次のとおりとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 市政情報の写しの交付を受ける場合 (前条第2項に規定する市政情報を複写したものの交付を受ける場合を含む。) 規則で定めるところにより、実費の範囲内において規則で定める額

2 (略)

(削除)

|     |             |
|-----|-------------|
| 25号 | 議<br>案<br>編 |
| 14  | 頁<br>數      |

2 (略)

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる期日を通知しなければならない。

4 (略)

(市政情報の公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき市政情報の公開を決定したときは、速やかに請求者に対し、当該市政情報の公開をしなければならない。

2 (略)

(手数料)

第12条 市政情報の公開等に係る手数料は、次のとおりとする。

(1) 及び (2) (略)

(新設)

2 (略)

3 市政情報の公開等において、市政情報の写しの交付  
(前条第2項に規定する市政情報を複写したものの交

(審査請求)

第13条 (略)

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は審査請求があった日から起算して60日以内に行うよう努めなければならない。

3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

4 第9条第2項の規定は審査請求について、第10条第1項ただし書の規定は審査請求に対する裁決について準用する。

付をする場合を含む。)を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審査請求)

第13条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

| 議案  | 頁数 |
|-----|----|
| 25号 | 15 |

守谷市個人情報保護条例新旧対照表（第4条関係）

|  | 改 正   | 現 行   |
|--|---|---|
| 議<br>案<br>第<br>25<br>号<br><br>頁<br>數<br>16 | <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、<u>市長</u>が定める事項</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(開示請求の方法)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとときは、開示請求した者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</u></p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第14条 実施機関は、<u>開示請求があつた</u>ときは、<u>当該開示請求があつた日から起</u></p> | <p>(個人情報取扱事務の届出等)</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、<u>実施機関</u>が定める事項</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(開示請求の方法)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第14条 実施機関は、<u>前条第1項に規定する開示請求書を受理した</u>ときは、<u>受理した日</u>から起</p> |

|     |    |
|-----|----|
| 25号 | 議案 |
| 17  | 頁数 |

算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（第18条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときの決定を含む。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対して、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3から6まで (略)

(訂正を請求する権利)

第19条 (略)

2 第12条第2項及び第3項並びに第13条第3項の規定は、訂正請求について準用する。  
(訂正請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求があった日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。

2及び3 (略)

4 第14条第1項ただし書、第3項、第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（第18条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときの決定を含む。）をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に対して、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3から6まで (略)

(訂正を請求する権利)

第19条 (略)

2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。  
(訂正請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正請求書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。

2及び3 (略)

4 第14条第3項、第5項及び第6項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

(手数料)

第24条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る手数料は、無料とする。ただし、個人情報の写しの交付を受ける場合は、規則で定めるところにより、実費の範囲内において規則で定める額の手数料を納めなければならない。

（不服申立てに関する手続）

第25条 （略）

2 （略）

3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

4 第13条第3項の規定は審査請求について、第14条第1項ただし書の規定は審査請求に対する裁決について準用する。

(費用負担)

第24条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に要する費用は、無料とする。ただし、個人情報の写しの交付を行う場合の当該写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする

。

（不服申立てに関する手続）

第25条 （略）

2 （略）

（新設）

（新設）

|           |    |
|-----------|----|
| 議案<br>25号 | 頁数 |
|           | 18 |